

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：33804

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380794

研究課題名(和文) 子ども虐待予防のための親と援助者への支援と児童家庭支援センターの役割に関する研究

研究課題名(英文) A Research on Assistance to Parents and Supporters for Prevention of Child Abuse and Roles of Family Support Center

研究代表者

藤田 美枝子 (FUJITA, MIEKO)

聖隷クリストファー大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：60637172

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：全国の児童家庭支援センター(以下、「センター」)を対象に、市町村の要保護児童対策地域協議会(以下、「地域協議会」)と子ども虐待ケースへの関わりについてアンケート調査を実施した。その結果、地域協議会登録ケース数は相談実件数の4.0%で少なかった、子ども虐待ケースへの支援は、91.6%のセンターで行っていた、センターの子ども虐待への支援における「有利な点」の主なものは、【保護者が相談しやすい】、【柔軟に支援しやすい】、【親に寄り添う支援】の3点であった。以上から、センターの役割と今後の課題は、子ども虐待をはじめとする地域協議会ケースを中心に市区町村支援を展開することである点を明確にした。

研究成果の概要(英文)：A questionnaire survey was conducted with family support centers (hereinafter referred to as "Center") throughout Japan regarding their engagement with respective regional councils of countermeasures for children requiring aid (hereinafter referred to as "Council") and child abuse cases. As the results, the following facts were found: (1) The ratio of cases handled by Councils was only 4.0% of the total cases actually consulted with Councils; (2) 91.6% of Centers provided supports in child abuse cases; and (3) Centers' "advantages" in supporting child abuse cases were (i) 【Centers are more access-friendly for guardians】, (ii) 【Centers provide more flexible supports】and (iii) 【Centers support parents with more empathy】.

Based on such findings, this study has clarified that the role and future challenge of Centers is to proactively engage in supports for municipalities with prioritizing the cases registered to Councils including child abuse.

研究分野：子ども家庭福祉学、臨床心理学

キーワード：児童家庭支援センター 市区町村支援 子ども虐待の予防 要保護児童対策地域協議会

1. 研究開始当初の背景

(1) 児童家庭支援センターについて

児童家庭支援センターは、児童福祉法第44条の2に規定された相談支援機関で、1997年の児童福祉法改正によって制度化された。その背景には、子ども虐待の増加などをめぐる問題に、児童相談所(以下、「児相」)だけでは対応が難しいということがあった。児童家庭支援センターは、厚労省が定めた「児童家庭支援センター設置運営要綱」(以下、「運営要綱」)が示す各事業に則って運営され、法定職員数は所長以下、相談員2名、心理療法師職員1名である。少子化社会対策大綱(2015)では2019年度までに340カ所に整備する目標である。

1990年代中盤から急増した子ども虐待への対応のため、2004年に児童福祉法の大規模な改正が行われ、その後2009年および2011年に運営要綱も改正された。特に注目する改正点は、それまで家庭や地域からの「各般の」相談に応ずるとされていたものが、「専門的な知識及び技術を必要とする」相談へと変更されたことと、市区町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うこと、の2点であった。

(2) 2013年全国調査から本研究へ至る経緯

研究者らは、2013年に全国の児童家庭支援センターの活動状況を、運営要綱の事業項目ごとに調査を行った(藤田他,2015)。

これらの結果から、全国の児童家庭支援センターの活動状況は必ずしも運営要綱に沿ったものとはなっていないことが明らかになった。とりわけ、三つの支援機関(児相・児童家庭支援センター・市区町村)の支援における役割分担の理解が一致していないことから、運営要綱が求めている「専門的な知識及び技術を必要とする」事例を軸にした相談活動が十分に組み込まれていない可能性が示唆された。

また、そうした背景として「専門的な知識及び技術を必要とする」ケースを児童家庭支援センターが支援する際、児相や市区町村とは異なる特徴がどこにあるのかを究明する必要性が浮かび上がった。こうした二つの点について明らかにするために研究を行った。

さらに、研究として先進的な市区町村支援を行っている児童家庭支援センターの活動の分析を行い、支援を受け取る側の家庭児童相談室へのアンケート調査をとおして、市区町村への技術的支援の在り方を明らかにしていくこととした。

2. 研究の目的

(1) 研究の目的

2013年調査を踏まえ、以下の2点を目的としたアンケート調査を行った。

児童家庭支援センターが対応した相談ケースの中で、要保護児童対策地域協議会(以下、「地域協議会」)の登録ケースがどのくらいあるのかを明らかにする。

児童家庭支援センターが子ども虐待ケースへ支援をする際に感じている、有利な点と困難な点を明らかにする。

(2) 研究の目的

H市にある児童家庭支援センターが行っている、家庭児童相談室へのサポートの効果を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法

アンケート調査の対象は、2014年度実績のあったセンター104カ所とした。実施期間は2015年7月から8月で、方法は「アンケート調査票」を郵送し、同意の上で、記入と返送を依頼した。調査票の内容は、2014年度に対応した相談ケースと地域協議会との関係、子ども虐待ケースへの支援の内容、

子ども虐待ケースの支援における児童家庭支援センターの「有利な点」と「困難点」

市区町村への援助の具体的内容、児相からの指導委託、里親支援の内容、であった。

(2)研究の方法

アンケート調査の対象は、H市における7区役所内の福祉事務所の家庭児童相談室職員28名であった。期間は2016年8月初めから8月末で、アンケート調査票を各家庭児童相談室へ配布した。アンケートの内容は、児童家庭支援センターから実際に実施しているサポート内容を聴き取って作成した6項目の設問と、対象者の属性(年齢や経験年数等)に関する4項目であった。調査に同意のあった対象者には、無記名で回答後、同封の切手を貼った返信用封筒に入れて返送してもらった。

聴き取り調査の対象は、家庭児童相談室(社会福祉課)の家庭児童相談グループ長7名で、2016年9月初めから9月末に家庭児童相談室へのサポートについて半構造的質問紙(4項目の内容)を用いて福祉事務所を訪問して行った。

4.研究成果

(1)研究の成果

専門的知識及び技術を必要とするケースへの児童家庭支援センターの支援

子ども家庭福祉の相談体系のなかで、地域協議会の登録ケースとは、専門的知識及び技術を用いて支援することが必要なケースを指している。地域協議会の登録の対象となるのは、要保護児童及び要支援児童、特定妊婦の3つのカテゴリーである。こうしたことから、児童家庭支援センターの設置運営要綱に示されている相談対象の軸は、地域協議会の登録に相当する事例ということになる。

平成27年度の全国児童家庭支援センターの年間相談実績は、28,926件(全国児童家庭支援センター協議会2016)である。しかし、そのうち「専門的知識及び技術を必要」とするケースがどのくらいあるのか。言い換え

ば児童家庭支援センターは、地域協議会の登録ケースにどのくらい応じているのかということは、不明であった。今回の調査で初めて、児童家庭支援センターが対応した相談のうち地域協議会登録ケースがどのくらいあるかが明らかになった。

調査結果では、相談件数の中で地域協議会登録ケースは943件で相談ケースの4.0%、継続ケースの9.1%であった。厚労省資料では、2012年度の全国の地域協議会への登録総数は、178,610件であった。児童家庭支援センターの設置数の限界があるものの、運営要綱が求める相談事業としては極めて不十分なものと言わざるを得ない。今後は、要支援に相当するケースを意識的・積極的に取り組む必要があると考える。

子ども虐待ケース支援における児童家庭支援センターの特徴

子ども虐待ケースへ支援を行うセンターは91.6%で、支援の内容では電話や来所による面接、家庭訪問による面接、個別心理療法等は、60%以上のセンターが取り組んでいた。保護者へのグループ面接やペアレントトレーニングなども約2割のセンターで実施しており、ケースの実情にあわせた多彩な取り組みが行われていることが判った。さらに、児童家庭支援センターの子ども虐待ケース支援の特徴や、「有利な点」および「困難点または課題」について自由記述部分をKJ法で整理して考察した。

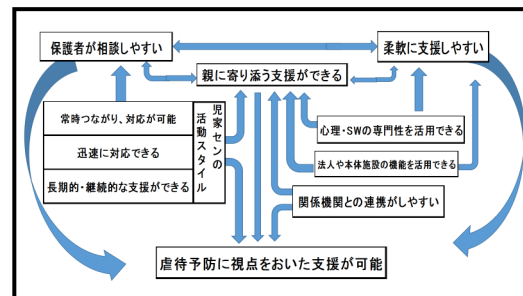


図1 有利な点の図解化

有利な点の図解化(図1)から判ることは、

まず、児童家庭支援センターの支援の特徴としては、【保護者が相談しやすい】、【柔軟に支援しやすい】、【親に寄り添う支援】の3つであった。さらに、【心理・SWの専門性を活用できる】、【法人や本体施設の機能を活用できる】、【関係機関と連携しやすい】は、前述の3つの特徴を支える関係にあった。また、【常時つながり、対応が可能】、【迅速に対応できる】、【長期的・継続的な支援ができる】の3つの中カテゴリーは、【児童家庭支援センターの活動スタイル】として大カテゴリーへまとめられた。以上の中カテゴリーのそれぞれは関連し合いながら、【虐待予防に視点をおいた支援が可能】へと繋がった。

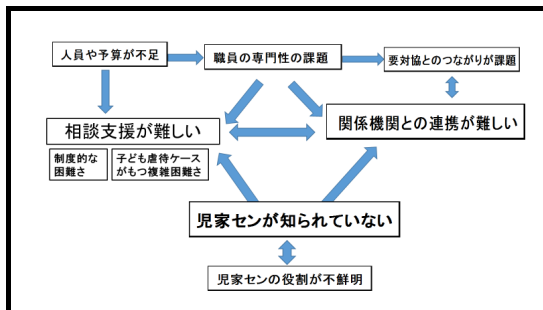


図2 困難点または課題の図解化

次に困難点または課題の図解化(図2)では、まず、【子ども虐待ケースが持つ複雑困難さ】と【制度的な困難さ】の2つの中カテゴリーを【相談支援が難しい】という大カテゴリーへまとめた。その【相談支援が難しい】と【関係機関との連携が難しい】の2つが、児童家庭支援センターが子ども虐待ケース支援で遭遇している中心的な困難点または課題であると考えられた。そして、これら2つの主な困難点は、相互に関連しあっていた。【関係機関との連携が難しい】は、他機関との連携の難しさや情報共有の難しさの内容としていた。対応が難しい子ども虐待ケースへの支援には、他機関との連携による支援が不可欠であるにもかかわらず、その連携が難しいことから相談支援はさらに困難と

なる。また、【職員の専門性の課題】と【人員や予算の不足】ということも、【相談支援が難しい】ことの影響になっていた。子ども虐待ケースへの支援は、難しいがゆえに高い専門性をもって対応すべきだが、研修やスーパーバイザーの不足、人員や予算の不足で十分な活動ができないという深刻な事態がある。さらに、児童家庭支援センターの社会的認知度が低く【児童家庭支援センターが知られていない】ことの影響は、主な困難点または課題へ直結することがらであり、【児童家庭支援センターの役割が不鮮明】という根本的問題も忘れてはならないだろう。

次に「有利な点」と「困難点または課題」の両者の関連から見てくるものについて考えた。「有利な点」と「困難点または課題」の小カテゴリーをみると、共通の事柄が一方では有利と考えられ、他方では困難ととらえられていた。たとえば、法的権限の問題であった。困難点または課題の設問からは「法的権限がないため対応が難しい」とされ、相談支援が難しいと理解されていた。有利な点の設問からは、強制力がないことが相談しやすいと考えられ、保護者が相談しやすい根拠となっていた。さらに、権限がないからかえって柔軟に対応できるとされ、児童家庭支援センターが柔軟に支援しやすい根拠ともされていた。同様に相談意思の問題では、困難点または課題の設問において相談意思がないと相談継続が難しいことから、子ども虐待ケースの複雑困難さの根拠とされていた。他方、支援に有利な点の設問からは、子ども虐待ケースでも子育て支援のスタンスで支援できることから親に寄り添う支援ができるとされ、虐待というテーマから子育て支援のテーマに転換できる児童家庭支援センターの柔軟性を発揮しながら、関係性の構築を目指すことができるとしていた。

以上からは、児童家庭支援センターの地域における役割を表しているかのように感じ

られた。それは、専門的支援を要するケースへの支援という意味から児相と同じくくりで考えると、児相に有る権限が児童家庭支援センターにはない。他方、地域にあって身近な相談機関として市区町村と同じスタンスと考えると、市区町村よりも重篤なケースへの対応を求められる。児童家庭支援センターは、児相と市区町村の間であってどちらにも一致しない独自の機能を持っていることがよくわかる結果であった。故に、有利な点を意識しつつ最大限高めて対応すること、困難点は連携によって補っていくこと、が不可欠であろう。他機関との連携を円滑にするためにも児童家庭支援センターとしての専門性を自覚し、地域における役割の明確化を図っていくことが重要と考えた。

市区町村ケースへの支援の内容

全国児童家庭支援センター協議会が実施した「現況調査」(2016)では、市区町村が対応するケースへの児童家庭支援センターの支援内容としては、「個別相談事例のやりとり」および「地域協議会への参加の有無」が明らかにされているだけで、その内容は明らかになっていなかった。そのため、今回、市区町村が対応しているケースへの支援の具体的内容について調査した。

結果からは、約9割の児童家庭支援センターが、個別ケースへの情報提供やケース支援についての協議等を市区町村と共に行っていることが分かった。そうした連携は進んでいるものの、「市区町村が担当する個別ケースへの支援をサポートする」は約6割、「市区町村が担当する個別ケースへの助言を行う」は約半数、「地域協議会の運営等に関する助言を行う」は30ヵ所約3分の1のセンターであった。こうした結果は、全国的に児童家庭支援センターは、まだ市区町村への支援へ十分入り込めていない現状を示していると言えるだろう。しかし、見方を変えれば、個別ケースや地域協議会の運営等に関する

る助言という市区町村支援を行っている児童家庭支援センターが、30ヵ所は存在することも判った。児童家庭支援センターが地域協議会ケースを中心に支援を展開する必要があることや市区町村の専門性に関する現状を考えると、こうした市区町村支援は今後の方向性として重要なものと考えられた。こうした全国で行われている先見的な取り組みをモデルとして共有し合いながら、機関としての専門性を高める研修等の取り組みを期待したい。

(2)研究 の成果

ある政令指定都市にある児童家庭支援センターによる7区の家庭児童相談室へのサポート活動を聴き取って分析し、表1の11項目に整理した。この項目に沿ったアンケート

表1 児童家庭支援センターのサポートへの評価

	サポートしていない(a)	サポートする(b)	役立てている(c)	役立っていない(d)	役立っているか(計)(e)	% (c/b)	役立っていない(e)	役立っている(e)
個別に必要な相談(虐待、認知、虐待等)を実施する。	4	22	11	9	20	90.9%	2	0
ケースのリスクの判断について助言する。	0	26	18	7	25	96.2%	1	0
ケースの風化について助言する。	0	26	19	6	25	96.2%	1	0
相談について助言する。	8	18	10	6	16	88.9%	1	1
依頼者との連絡の取合いについて助言する。	3	23	11	9	20	87.0%	3	0
その他、ケース支援で困っていると、どうすればよいか助言する。	3	23	12	11	23	100.0%	0	0
家庭訪問を行う。	20	6	3	2	5	83.3%	0	1
依頼者との相談に助言する。	21	5	4	1	5	100.0%	0	0
個別ケース会議において助言する。	4	22	16	4	20	90.9%	2	0
児童家庭支援センターにおいて助言する。	1	25	15	9	24	96.0%	1	0
関係者の連絡について助言する。	11	15	5	9	14	93.3%	1	0

調査において、児童家庭支援センターのサポートへの評価を聞いた。結果では、この11項目の全てについて、80%以上の職員が「役立っている」と答え、サポート活動について高い評価であった。

現在、家庭児童相談室はケースへの支援をめぐって様々な困難に遭遇している。これらの評価は、児童家庭支援センターが家庭児童相談室のニーズに良く応えていることを表していた。11項目の一つずつが、前述の2で述べた家庭児童相談室の困難へ対応する内容であった。中でも、全員が「サポートを受けた」とあげていた項目は、「ケースのリスクの判断についての助言」と「ケースの見立てについての助言」であり、これらは業務内容の困難点としてあげられていた中心的なものであった。

さらに、聴き取り調査からは、家庭児童相談室のケース支援においてソーシャルワークの視点からのスーパーバイズを必要としていることがわかった。サポートを受けることで「またやってみよう」と元気になる」「これでいいのだと安心する」という発言が何回か聞かれた。児童家庭支援センターの実践は、最前線に立つ職員に対して、安心感を与えることやエンパワメントすることへ繋がっていることがわかった。

(3) 今後の研究課題

2016年5月の児童福祉法改正により、子ども虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等が図られ、市区町村は地域協議会を核としてその役割が飛躍的に増加した。今後、児童家庭支援センターによる市区町村への支援はますます重要性を増すものと考えられる。

そうした時に、本研究とによって目指したものは、「1. 研究開始当初の背景」で述べた設置運営要綱の2つの主な改正点をめぐっており、児童家庭支援センターによる相談援助活動と市区町村支援の実態と課題を明らかにすることであった。

以上から、今後の研究としては、研究の実践のように、地域協議会の登録ケースを中心とした市区町村支援として先見的な取り組みを行うセンターを全国的に調査することである。それらから、引き続き児童家庭支援センターの子ども家庭福祉における役割を鮮明にしていきたいと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

(1) 藤田美枝子・村瀬修・小楠禮司・名倉恒夫・清水彬子(2015) 児童家庭支援センターの実態調査と今後の展望、聖隷クリスト

ファー大学紀要、査読有、第13号、pp.91-101.

(2) 藤田美枝子・村瀬修・小楠禮司・名倉恒夫(2017) 児童家庭支援センターが対象とするケースと子ども虐待ケース支援の特徴に関する研究—全国児童家庭支援センター調査から—、聖隷クリストファー大学紀要、査読有、第15号、pp.1-13.

(3) 藤田美枝子(2017) 児童家庭支援センターによる家庭児童相談室へのサポートに関する研究—H市における取り組みへの調査結果—、聖隷クリストファー大学紀要、査読有、第15号、pp.97-109.

(4) 藤田美枝子・村瀬修(2018) 児童家庭支援センターの市区町村支援における専門性について、聖隷クリストファー大学紀要、査読有、第16号、pp.1-10.

[学会発表](計4件)

(1) 藤田美枝子・村瀬修(2016) 子ども虐待予防における児童家庭支援センターの役割について、第17回日本子ども家庭福祉学会、日本社会事業大学.

(2) 村瀬修、藤田美枝子(2016) 子ども虐待の予防における児童家庭支援センターの位置と役割—全国アンケート調査から—、第22回日本子ども虐待予防学会、大阪国際会議場.

(3) 藤田美枝子(2017) 児童家庭支援センターによる家庭児童相談室へのサポートについて、第18回日本子ども家庭福祉学会、関西福祉科学大学.

(4) 藤田美枝子、村瀬修(2017) 児童家庭支援センターによる市区町村支援の在り方について、第23回日本子ども虐待予防学会、幕張メッセ国際会議場.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤田美枝子(FUJITA MIEKO)
聖隷クリストファー大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：60637172